

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（719））
2. 日時：平成30年2月28日 17時00分～18時10分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、角谷安全審査官、日南川安全審査官
吉村安全審査官、千明技術研究調査官、

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理（他5名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性に関し、有効燃料長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開等の中で明らかとなったアクセスルートの段差量評価の修正について説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 今回明らかとなったアクセスルートの段差量評価の修正について、その原因と水平展開の結果を整理して説明することを目的としたヒアリングであるにもかかわらず、その具体的な説明が一切なかった。
- 水平展開の結果を報告するのであれば、原因を踏まえた調査の方法、調査の範囲、調査の結果等を具体的な事例も示しながら説明することは当然であり、本日提出された資料が、ヒアリングの目的を踏まえて作成され、事業者内の確認プロセスを経たものであるのか甚だ疑問である。
- お互いに限られた時間の中で行うヒアリングが無駄とならないよう、ヒアリングの目的を確認し、しっかり準備してからヒアリングに臨むこと。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」におけるアクセスルートの段差量評価の修正について